

平成28年度 教育に関する事務の管理及び執行
の状況の点検及び評価（平成27年度分）報告書

平成 28 年 7 月

三鷹市教育委員会

目 次

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第1 三鷹市教育委員会の活動の概要	3
1 教育委員会の活動の概要	3
2 教育委員会の「平成27年度の基本方針と事業計画」の概要	3
3 教育委員会の「平成27年度の主な審議案件と活動実績」	4
第2 主要な事務事業の点検・評価	7
1 コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展（指導課）	9
2 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実（指導課）	11
3 いじめ防止等の対策の推進（指導課）	13
4 教育支援プラン2022の推進と総合教育相談室事業の充実（学務課）	15
5 三鷹らしい教育の実現を目指す教員のキャリア支援と人財育成（指導課）	17
6 児童・生徒の安全を見守る体制の充実（学務課）	19
7 学校給食の安全・安心の確保（学務課）	20
8 学校体育館の耐震性の確保（総務課）	21
9 学校施設の長寿命化及び非構造部材の耐震補強工事の計画策定（総務課）	22
10 中学校特別教室等の空調設備整備の推進（総務課）	23
11 学校給食の充実と効率的運営及び市内産野菜の活用（学務課）	24
12 ICTを活用した魅力ある教育環境の整備と利活用（総務課・指導課）	26
13 高山小学校の学級数増への適切な対応（総務課・学務課）	27
14 川上郷自然の村の効率的な運営の推進とあり方の検討（総務課・指導課）	28
15 地域社会の拠点としての学校づくりの推進（指導課）	30
16 健康・スポーツ及び生涯学習の拠点整備の推進（三鷹中央防災公園・元気創造 プラザの整備に向けた取り組み）（総合スポーツセンター建設推進室・社会教育会館）	31
17 大沢二丁目古民家（仮称）の復原整備に向けた取り組み（生涯学習課）	33
18 生涯学習プラン2022の推進 （生涯学習のまちづくりに資する人財の育成及び活用の推進）（生涯学習課）	34
19 図書館システムの導入（図書館）	36
第3 学識経験者の知見の活用	37
1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会の開催	37
2 点検・評価に関する学識経験者からの意見	38

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

三鷹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、毎年度、その所管する主要な事務事業について「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（以下「点検・評価」という。）を次のとおり実施する。

なお、点検・評価の実施にあたっては、この点検・評価をより有効なものとするために、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとし、学識経験者に対し、その必要に応じて資料、情報等を可能な限り提供するとともに、教育委員会事務局職員との意見交換を行い、「点検・評価に関する学識経験者からの意見」を求めることとする。

1 点検・評価の目的

- (1) 教育委員会は、毎年度、主要な事務事業について、その取組状況の点検・評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 教育委員会は、点検・評価に関する学識経験者からの意見を聴取することにより、主要な事務事業に関し、その課題解決やより質の高い取り組みの方向性を目指すための知見として活用していく。
- (3) 点検・評価に関する報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検・評価の対象

前年度の教育委員会の主要事務事業

3 点検・評価の実施方法

- (1) 点検・評価は、前年度の教育委員会の主要事務事業の取組状況を総括するとともに、課題や取り組みの方向性を示すものとし、毎年度 1 回実施する。
- (2) 教育委員会事務局において主要事務事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の知見の活用をより有効なものとするため開催する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る懇談会」において学識経験者と教育委員会事務局が十分な意見交換を行った上で、学識経験者の意見を聴取する。
- (3) 教育委員会において点検・評価を行う。
- (4) 点検・評価の結果を取りまとめた報告書を三鷹市議会へ提出するとともに、報告書を市民に公表するものとする。

参考法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。